



2024年8月28日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 藤 澤 信 義
(コ ー ド	8 5 0 8 ス タ ン ダ ー ド 市 場)
問 い 合 わ せ 先	取 締 役 執 行 役 員 小 田 克 幸
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について

当社は、Group Lease PCL（以下、「GL」といいます。）への対応につきまして、これまで継続して開示を行ってきているところですが、以下の進展がありましたので、お知らせいたします。

記

JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「Jトラストアジア」といいます。）は、シンガポールの裁判所の確定判決により、Group Lease Holdings Pte. Ltd.（以下、「GLH」といいます。）、此下益司氏ほか4者に対し、124,474,854米ドル（約18,173百万円 判決言渡当時の為替レートである1米ドル=146円で換算）及びこれに対する2021年8月1日以降の利息に係る判決債権を有しております。

2024年3月5日にお知らせしておりますように、シンガポール高等法院は、Jトラストアジアの申立てに基づき、2024年3月4日付でGLHの清算手続（winding up）開始を決定し、GLHに対して清算人（liquidator）を選任しておりました。

当該決定に対してGLHの親会社であるGLが控訴を行っていましたが、このたび、GLが控訴に必要な書面の提出を行わないとしたことにより、GLによる控訴は撤回されたとの連絡を控訴裁判所より受けました。

この結果、GLHの清算手続開始決定は確定いたしました。

当社グループといたしましては、当社グループの経験を活かし、引き続き、損害の回収に最大限努めてまいります。

以 上